

# 広島県指導農業士認定要綱

平成 10 年 7 月 13 日制定

平成 15 年 8 月 5 日一部改正

平成 20 年 11 月 20 日一部改正

平成 25 年 6 月 28 日一部改正

平成 25 年 10 月 8 日一部改正

平成 30 年 6 月 11 日一部改正

令和 5 年 7 月 20 日一部改正

令和 8 年 2 月 27 日一部改正

## 第 1 趣旨

2025 農林業センサスによると、全国的に農業経営体の減少、農業従事者の高齢化が進んでおり、広島県においては、それらの割合が全国値よりも高い中、新たな担い手の確保・育成は急務であり、行政と連携して積極的に支援する農業者組織が必要である。このため、優れた農業経営を実践し、かつ地域農業振興に対して貢献するとともに、農業青年等研修生の受入れ指導へ積極的に取り組む農業者を、「広島県指導農業士」として認定し、社会的評価を高めるとともに、担い手育成及び地域農業の振興に資するものとする。

## 第 2 認定要件

「広島県指導農業士」（以下「指導農業士」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 認定時年齢が概ね 40 歳以上 70 歳未満の者
- (2) 農業に従事している経営主、若しくは農業法人及び参入企業の代表者、又は特定の部門において専門的な知識や技術を有する者
- (3) 農業技術、経営管理能力及び経営成果が、県域における一定水準以上の者
- (4) 地域農業の発展に対する貢献度及び社会的信頼度が高い者
- (5) 農業改良助長法（昭和 23 年法律第 165 号）第 13 条に基づいて、普及指導協力委員として、普及指導員に協力し、農業青年等研修生の受入れ指導に積極的に取り組む者
- (6) 地域のリーダーとして自らの経営で新技術等を実践し、その成果を広く波及させるなど、地域農業振興の推進指導者として、公益的な観点から活動できる者
- (7) 広島県指導農業士会に参画し、会員相互の情報交換や調査研究等に積極的に取り組む者

### 第3 活動内容

指導農業士は、必ず広島県指導農業士会に属することとし、次の活動を行うものとする。

- 1 就農希望者及び新規就業者など、新たな担い手の確保・育成に関すること
- 2 広島県内の農業関係高校や県立農業技術大学校等、生徒や学生に対する指導・助言
- 3 市町及び県等が実施する研修制度及び地域農業振興への協力
- 4 普及指導協力委員としての活動に関すること
- 5 県農政への助言
- 6 会員相互の親睦、情報交換に関すること
- 7 会員の農業経営及び農業技術の向上
- 8 その他本会の目的を達成するために必要な事項

### 第4 認定候補者の推薦

- 1 市町長は、指導農業士として推薦することがふさわしい者について、別に定める期日までに、広島県指導農業士認定候補者推薦書（別記様式第1号）に、広島県指導農業士推薦承諾書（別記様式第3号）並びに、農家調書（別記様式第4号）及び経営調書（別記様式第5号）を添付し、農業技術指導所長に提出する。
- 2 農業技術指導所長は、市町長から提出された推薦者のほか、推薦することがふさわしい者がいる場合は、別に定める期日までに、広島県指導農業士認定候補者推薦書（別記様式第2号）に、広島県指導農業士推薦承諾書（別記様式第3号）並びに、農家調書（別記様式第4号）及び経営調書（別記様式第5号）を添付し、市町長から提出されたものと併せて知事に提出するものとする。

### 第5 広島県指導農業士認定委員会の設置

知事は指導農業士の認定を行うため、次により広島県指導農業士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を3年ごとに設置する。認定委員会は、知事から付託された認定候補者について審査し、知事に報告するものとする。

- (1) 認定委員会の委員は、農業関係団体の役職員及び学識経験者の中から知事が委嘱する者並びに県農林水産局長とする。
- (2) 認定委員会の会長は、農林水産局長とし、必要の都度会議を招集し開催するものとする。
- (3) 認定委員会の事務は、県農林水産局農業技術課において処理する。
- (4) その他認定委員会について必要な事項は、別に定めるものとする。

## 第6 認定

- 1 知事は、認定委員会の審査結果に基づき、相当と認める者を指導農業士として認定する。
- 2 知事は、前記1の規定により認定した者に対し指導農業士の称号を付与し、認定証（別記様式第6号）を交付する。

## 第7 認定期間

広島県指導農業士の認定期間は、辞退届が提出された日まで又は、70歳に達した年度末までのいずれか早い日までとする。

## 第8 認定の消滅

指導農業士は、第7に規定する認定期間の満了により、認定は消滅する。

## 第9 認定の取消し

知事は、指導農業士として認定を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなったときには、認定を取り消すことができる。

- (1) 本人から広島県指導農業士辞退書（別記様式第7号）が提出されたとき
- (2) 指導農業士が適格性を欠くこととなったとき
- (3) 指導農業士として、社会的又は道義的にふさわしくない行為があったとき

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか指導農業士の認定に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月13日から施行する。
- 2 昭和50年10月30日制定の「広島県農業士等認定要綱」は廃止する。
- 3 農業士等として認定されている者については、認定の消滅又は取消しがあるまでは、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は平成15年8月5日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は平成20年11月20日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に指導農業士に認定されている者の再認定に当たっては、要綱第2の1（1）及び第7の1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成25年6月28日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成25年10月8日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成30年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和5年7月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和8年2月27日から施行する。